

# 認知症対応型共同生活介護サービス利用契約書

甲 利用者 \_\_\_\_\_  
乙 事業者 富田ケアセンター有限会社  
グループホーム富田の里

## (目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り指定を受けた共同生活住居において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう共同生活介護サービスを提供します。

## (契約期間)

第2条 この契約は、令和 年 月 日から始まり、利用者は、第11条から第14条に基づく契約の解約又は終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。

## (サービス計画の作成・変更)

第3条 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を利用者及び利用者の家族の同意を得て速やかに作成します。

事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況を把握し、必要に応じて介護計画を変更します。

- 2 利用者が事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、事業者は、認知症対応型共同生活介護の趣旨に反しない範囲で、計画の実施内容を把握し、できる限り利用者の希望に添うよう「介護計画」を変更します。
- 3 事業者は、介護計画を作成又は変更した場合は、利用者と利用者の家族に対し、その計画の内容を説明し同意を得ます。

### **(介護計画と内容の記録及び保管)**

第4条 事業者は「重要事項説明書」(以下「説明書」という。)に記載した事業者が提供するサービスのうち、入居後作成する「介護計画」に基づいた内容のサービスを提供します。  
乙は、甲及び甲の家族に対し、本条のサービスの提供方法等について説明します。

2 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

### **(身体拘束その他行動制限)**

第5条 事業者は、利用者又はその他の入居者等の生命若しくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与等、身体拘束はいたしません。

2 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、事前又は事後速やかにその事由を利用者及び代理人等に、『緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書』をもって説明し同意を得ます。なお、サービスの提供記録にその内容を記載します。

### **(緊急時の対応)**

第6条 事業者は、現にサービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医又は協力医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

### **(秘密保持)**

第7条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

### **(個人情報の取り扱い)**

第8条 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、下記の内容に従って行います。

- 1) 個人情報(入居者及びその家族)の提供は、必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外は決して利用しない。
- 2) 利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- 3) 個人情報を使用した場合の内容等について経過を記録する。
- 4) 使用する項目は氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況など、介護サービス等を提供するために必要な最小限の利用者やその家族、個人に関する情報である。

2 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

### **(賠償責任)**

第9条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、事業者に濃い過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

### **(利用者負担金及びその変更)**

第10条 利用者は、サービスの対価として「説明書」の記に従い、利用者負担金を支払います。

2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って、改定後の利用者負担金が適用されます。

その際には、事業者は利用者に説明します。

3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業者が前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の30日前までに文書により説明し、利用者の同意を得ます。

### **(利用負担金の滞納)**

第11条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を1か月分以上滞納した場合には、事業者は文書により30日以上を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

3 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由として利用者に対し、いかなる不利益な対応をしてはなりません。

### **(契約の終了)**

第12条 次の事遊に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）又は要支援1と認定されたとき

(2) 利用者が死亡したとき

(3) 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき

### **(利用者の解約権)**

第13条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の7日前までに通知することにより、この契約を解除する事ができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解除することができます。

2 次の事由に該当した場合は利用者は文章で通知することにより、直りにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない時
- (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った時
- (3) 事業者が破産申し立てをした時

### **(事業者の解約権)**

第14条 事業者はやむを得ない事情により当該住居を閉鎖又は縮小する場合、文章により1か月以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 事業者は、利用者が次各号に該当し、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達成することが困難となったときは、文章により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者の行動が、他の利用者、自身の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止出来ない時
- (2) 利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない時

### **(退去時の援助)**

第15条 契約の解約又は終了により、利用者が当該住居を退去することになった場合は、事業者はあらかじめ、必要に応じて主治の医師及び居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、その他の保健医療サービス提供者等連携し、円滑な退去のために必要な援助を行います。

### **(苦情処理)**

第16条 事業者は、利用者からの認知症対応型共同生活介護サービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 事業者は、利用者が苦情申し立てをおこなった場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

#### **(利用者代理人)**

第17条 利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支援を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

#### **(裁判管轄)**

第18条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### **(契約外事項)**

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他法令の定めるところによります。

#### **(協議事項)**

第20条 この契約に関して争いが生じた場合は第1条記載の目的の為、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

